

議案第10号

飛騨市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

会計年度任用職員のサービスの宣誓について任命権者が別段の定めができる旨を規定するための改正

飛驒市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する 条例

飛驒市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成16年飛驒市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員にあっては教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、様式第1号（消防職員にあっては様式第2号）による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <hr/> <hr/> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員にあっては教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、様式第1号（消防職員にあっては様式第2号）による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができる。</u></p> <p>以下 略</p>

飛騨市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

会計年度任用職員のサービスの宣誓について任命権者が別段の定めができる旨を規定するための改正

2 改正の内容

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができるよう改正するもの。

3 施行日 令和2年4月1日